

同感と市場

——アダム・スミスの貧困論

金 田 耕 一

『国富論』のアダム・スミスは、18世紀当時にイギリスで論争の的であった救貧法問題についてみずからの見解をほとんど語っていない。救貧法体制の前提であった「定住法」について、労働力の自由な移動を妨げるものであると批判しているだけである。また貧民の救貧をうける権利についてもなにも書き残していない。あたかもスミスの関心は「諸国民の富」、すなわち富裕の本質であって、貧困の本質ではなかったかのようである。しかし、『道徳感情論』には、貧しい人びとの境涯にたいするスミスの慈愛あふれる眼差しを読み取ることができる。『国富論』においても、市場経済における労働者貧民の貧困が引き起こす問題にたいする、スミスの深い考察を見出すことができるのである。本稿では、『道徳感情論』をつうじて『国富論』におけるスミスの貧困にたいする態度を検討する¹⁾。

I

『道徳感情論』の冒頭で、スミスは次のように述べる。

「人間がどんなに利己的なものと想定されうる

にしても、明らかに彼の本性のなかには、いくつかの原理があつて、それらは、彼に他の人びとの運不運に関心をもたせ、彼らの幸福を、それを見るという快樂のほかになにも、彼はそれからひきださないのに、彼にとって必要なものとするのである。この種類に属するのは、哀れみまたは同情であつて、それはわれわれが他の人びとの悲惨を見たり、たいへんいきいきと心にえがかせられたりするとき、それにたいして感じる情動(emotion)である。われわれがしばしば、他の人びとの悲しみから、悲しみをひきだすということは、それを証明するのになにも例をあげる必要がないほど、明白である。すなわち、この感情は、人間本性の他のすべての本源的情念と同様に、けっして有徳で人道的な人にかぎられているのではなく、ただそういう人びとは、おそらく、もっともするどい感受性をもって、それを感じるであろう。最大の悪人、社会の諸法のもっとも無情な侵犯者でさえも、まったくそれをもたないことはない」(TMS. I. i. 1. 1/ (上) 23-24頁)²⁾。

他の人びとの悲惨な境遇を見て「哀れみ」(pity)や「同情」(compassion)といった情動が私たちのなかに生じるのは、人間の感情に「同感」(sympathy)の原理がそなわっているからである。

¹⁾ アダム・スミスにおける貧困問題を扱った論考として坂本幹雄「アダム・スミスの貧困論」『通信教育部論集』第13号(2010年)1-24頁、野原慎司「アダム・スミスにおける貧困対策問題」『経済学論集』第80号(1・2)(2015年)74-90頁、佐藤高尚「アダム・スミスの初期思想と貧困の概念」『政経研究』第52巻2号(2015年)249-276頁、がある。

²⁾ Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, D. D. Raphael and A. L. Macfie eds. (Liberty Fund, 1982). 『道徳感情論』(上)(下)水田洋訳(岩波文庫, 2003年). 以下本文引用ではTMSと略記し、章、節、段落/邦訳巻、頁数を示す。訳と表記を変更した部分がある。

人間は、想像力によって苦しんでいる他人の境遇にみずからを置き、彼らの身体に入り込み、それによって彼らの苦痛や困苦をあたかも自分自身のものであるように感じることができる。こうした同感こそ、「他の人びとの悲惨にたいするわれわれの同胞感情の源泉」である(TMS. I. i. 1.3/ (上) 26頁)。もちろん、哀れみと同情だけが同胞感情なのではない。愛着、憎悪と憤慨、寛容、人間愛、親切、相互の友情と尊敬、そして悲嘆と歓喜にも私たちは同じように同感し、同胞感情がよびおこされる。しかし、その始原的意味において同感とは、「他の人びとの受難にたいするわれわれの同胞感情」(TMS. I. iii. 1.1/ (上) 112頁)を意味するものであったのだ、とスミスは言う。

悲嘆と歓喜についていえば、私たちは他の人びとの小さな歓喜と大きな悲嘆により同感する傾向がある。歓喜は楽しい情動であり、私たちは他の人びとの小さな歓喜にはきわめて容易に同感するのであるが、大きな歓喜にはしばしば嫉妬の感情が入り込み、同感するのを妨げる。その一方で、悲嘆は苦痛でありわれわれはそれを嫌悪するのであり、他人の小さな悲嘆はなんの同感もかきたてないか、時にはそれをからかって気晴らしの手段とすることさえある。しかし、大きな悲嘆は最大の同感をよびおこすのであり、他人の深い困苦にたいする同感とは「ひじょうに強く、ひじょうに真剣である」と、スミスは強調する。

「したがって、もしあなたが、なにか顕著な災厄のもとに苦勞しているならば、もしある異常な悲運によってあなたが貧困、病気、不名誉と失望におとしいられるならば、たとえ部分的には、あなた自身のあやまちが原因であったかもしれないにしても、それでもあなたは一般に、あなたのすべての友人のもっとも真剣な同感をたよりにしてもいいのであり、利害関心と名誉が許すだろうかぎりにおいて、彼らのもっとも親切な援助にも、たよっていいのである」(TMS I. ii. 5.4/ 上 110頁)。

悲嘆にくれている不運な人びとが、他の人びと

のなかに同感を見出すことができるならば、その悲嘆はわずかにでも癒され、「困苦の重荷の一部」が軽減されるように思われる。反対に、不運な人びとの災厄を軽視し、それに真剣に耳を傾けないのは「もっとも残酷な侮辱」であり、本当の「不人情」である(I. i. 2.4/ 上 39-40頁)。したがって、なによりも悲哀にたいする同感とは歓喜にたいする同感よりも「普遍的」(TMS I. iii. 1.2/ 上 113頁)で「いきいきとして明白な知覚」(TMS I. iii. 1.3/ 上 114頁)にほかならない。『道徳感情論』のスミスは、困苦にあえいでいる人びとへの同感、他の人びとの悲哀への同感が、道徳的生活のなかではたす役割の大きさについてきわめて雄弁に語る。根源的な道徳的共同体とは、善を共有する人びとの共同体ではなく、困苦を分かち合う人びとの共同体である、そのようにスミスは述べているかのようである。

ここから、悲哀に同感する私たちの「性向」は非常に強く、それにくらべると歓喜に同感する私たちの性向は弱いにちがいない、と私たちは考えたくなる。しかしスミスは逆に、嫉妬が働かなければ「歓喜に同感するわれわれの性向は、悲哀に同感するわれわれの性向よりも、はるかに強い」(TMS I. iii. 1.5/ 上 115頁)のであり、苦痛な情動にたいしてよりも快適な情動のほうにこそ、私たちの同胞感情は引き寄せられる、と主張する。その理由は、歓喜に同感するのは「愉快」であり、嫉妬がわきあがらないかぎり、私たちの心は、「その喜ばしい感情の最高の高揚に、満足して身をまかせ」からである。しかし悲嘆に「ついてゆく」ことは「苦痛」であり、私たちはつねに「ためらいながら、それにはいりこむ」(TMS I. iii. 1.9/ (上) 118頁)。苦難に陥っている友人の側に寄り添い、彼が語る悲痛な物語にじっと耳を傾けているときさえ、私たちの「心のにぶい情動」は、その人の悲哀に「ついてゆく」ことができない。私たちは、そのような自分は、人間がそなえるべき感受性を欠いているのではないかと考えて、無理に同感しようとするかもしれない。しかし、そ

のようにして生じた同感「想像しうるかぎりでもっとも軽微で移ろいやすく」、その場を離れるやいなや「消失し、永久に去って」しまう。自然は、私たちに自分自身の悲哀の重荷を負わせるだけで十分だと考え、他人の悲哀に深く関わって彼らを救済したいという気持ちまではあたえなかったのだ（TMS I. iii. 1. 12/（上）122頁）。「他人の苦難にたいするこの感受性のにぶさ」（TMS I. iii. 1. 13/（上）122頁）によって、私たちの同感とそれにもとづく同胞感情は大きく制限されている。そしてそれこそが、貧困に苦しんでいる人びとの境涯をいっそう苛酷なものにするのである。

「人類が、われわれの悲哀にたいしてよりも歓喜にたいして、全面的に同感する気持ちをもっているために、われわれは自分の富裕をみせびらかし、貧困を隠すのである。なににもくらべられぬほどくやしいのは、われわれの困苦を公共の面前にさらさざるをえないことであり、そしてわれわれの境遇が全人類の目のまえにひろげられているのに、およそ人であるものが誰も、われわれが耐えしのんでいることの半分も、われわれのために心にえがいてはくれないと、感じざるをえないことである。というよりも、主として人類の諸感情にたいするこの顧慮から、われわれは富裕を求め貧困を避けるのである」（TMS I. iii. 2. 1/（上）128頁）。

私たちが貧困を避けようとし、それを嫌悪するのは、「自然の諸必要」を満たすためではない。「もっともつまらぬ労働者の賃金」でさえそれを満たすことはできる、とスミスは言う。人びとが富裕になろうとして競い合うのは「観察されること、注目されること、同感と好意と明確な是認をもつて注目されること」（TMS I. iii. 2. 1/（上）129頁）を求めるからにはほかならない。世間の耳目を集め、多くの人びとの同感と是認を得ることができるからこそ、富裕な人はその財産を誇る。しかし逆に、貧乏な人とは世間から顧みられない存在であり、「同感と好意と明確な是認」を得る

ことはいかにしてもできない。なによりの恥辱は、自分の困窮が世間の人びとの視線に晒されることである。しかし、そうでありながらもその困窮に世間の人びとは誰も同感しようとしなない。そのことが身にしみて分かっているのだけに貧乏な人はいっそうみじめである。

「貧乏な人は、その反対に、彼の貧困を恥じる。彼はそれが自分を人類の視野のそとにおくこと、あるいは、彼らがいくらか彼に注意したとしても、しかし彼が耐えしのんでいる悲惨と困苦について、彼らが、いくらかでも同胞感情をもつことはめったにないということ、感じている。……われわれがすこしも注意をはらわれていないと感じることは、必然的に、人間本性のもっとも快適な希望をくじき、もっともはげしい意欲を失望させる。貧乏な人はかえりみられることなく出ていき、はいつてくる。そして群衆のまっただなかにあるときも、彼自身のあばら屋に閉じこめられているかのように、目立たない」（TMS I. iii. 2. 1/（上）130頁）。

「もっともつまらぬ労働者の賃金」でさえ「自然的な諸必要」を満たすことができるのだから、スミスは貧困を物質的「窮乏」というよりも同胞から見捨てられたという感情として、つまり心理的「承認の欠如」として描いていると言うことができる。貧しい人びとの存在は、人びとの視線から排除されているのであって、たしかに存在しているにもかかわらず人びとの目には見えないかのように扱われる。いや実際は人びとには彼らの存在が見えてはいるのだが、その視線は「不快な対象」として彼らを世間から締め出すものなのである。彼らは人間が希望をもって生きてゆくうえで誰もが必要とする基本的な承認を奪われており、誰からも同胞感情を抱かれることもない。だから、乞食は真剣な哀れみの対象であるよりも、むしろ強い軽蔑の対象であることのほうが、はるかに多いのだとスミスは述べる（TMS III. 3. 18/（上）420頁）。スミスの描写は、物質的窮乏としての貧困の分析としてはまったく不十分かもしれない

が、社会的排除と心理的剥奪としての貧困の分析としては鋭く本質をついたものであると言うべきだろう。

しかし、私たちが他人の悲惨と困苦にたいして同感することがめったにないにしても、他の人びとの幸福への関心として、他の人びとに害をあたえないように抑制する「正義」(justice)の徳のみならず、他の人びとの幸福を促進させるようながす「慈恵」(beneficence)の徳があると、スミスは語っていたのではないだろうか。私たちは、なによりも自分自身の快樂と苦痛を鋭敏に感じるのだが、自分以外の人びとについても、子供、両親、兄弟姉妹、親戚という順序で「慣行的同感」(TMS VI.ii.1.7/(下)113頁)である「愛着」(affection)を感じてそれらの人びとの幸福と悲惨に配慮するし、愛着はさらに友人、同僚、隣人、そして「おおいに幸運な人びととおおいに不運な人びと、富裕なおよび有力な人びとと、貧乏な人びと」へといわば同心円状に広がってゆく。たしかに、関係が疎遠になるにつれて、愛着が次第に弱まってゆくことは否定できない。しかし、「人間の悲惨にたいする救いと慰め」は不運な人びと、貧乏な人びとにたいする「われわれの同情」に依存するのであり、悲惨な人びとにたいする私たちの同胞感情の欠如は、害をもたらすとスミスは言う(TMS VI.ii.1.20/(下)126頁)。したがって、愛着と同胞感情にもとづく慈恵こそが社会の繁栄と幸福をもたらすのだ、とスミスは言うのである。

「人間社会の全成員は、相互の援助を必要としているし、同様の相互の侵害にさらされている。その必要な援助が、愛情から、感謝から、友情と尊敬から、相互に提供されるばあいは、その社会は繁栄しそして幸福である。そのさまざまな成員のすべてが、愛情と愛着という快適なきずなで、むすびあわされ、いわば、相互的な世話(good office)というひとつの共通の中心にひきよせられているのである」(TMS II.ii.3.1/(上)222頁)。必要な援助が「寛容で利害関心のない諸動機」から提供されるような社会は繁栄し、幸福であり、

快適である。スミスにおいて、慈恵はキリスト教的義務によって基礎づけられてはいない。それはあくまでも自然な同胞感情にもとづくものなのである。

しかし、正義の徳が力づくで強制されうるものであるのに対して、慈恵の徳は力づくで強制することができない。ある人が「同情にたいして胸をとざして、彼の同胞被造物たちの悲惨を救うのを、最大の容易さをもってなしうるばあいに拒否」したとしても、その行動を非難することはできるが、強制する「権利」はないのである(TMS II.ii.1.7/(上)211頁)。したがって慈恵は権利ではない。『法学講義』においてスミスは乞食の「権利」について、乞食は慈善の対象であって、たとえ慈善を要求する権利をもっているとしても、それは本来の意味においてではなく「比喩的な意味」にすぎないと述べている。それは、強制可能な完全な権利ではなく、強制できない不完全な権利であって、法学の対象ではなく「良俗の体系」(system of morals)に属するものなのである³⁾。

したがって、隣人たちの生命、身体、財産、名誉を傷つける行為が、正義に反する行ないとして処罰されるのにたいして、たんなる慈恵の欠如は、積極的な害悪をもたらすことのないがゆえに処罰には値しない。スミスは、社会にとっては正義の方が、慈恵よりも重要であることを一貫して強調している。社会にとって慈恵は、正義ほどには不可欠ではない。たとえ慈恵がないとしても、「もっとも気持ちがいい状態においてではない」とはいえ社会は存立しうるが、「不正義の横行」は社会を破壊するからである(TMS II.ii.3.3/(上)223頁)。慈恵はいわば建物を美しくする「装飾」であって、不可欠なものではない。それにたいして正義は「土台」であり、それなしには社会が存

³⁾ Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, ed., R. L. Meek, D. D. Raphael, and P. G. Stein (Liberty Fund, 1982), p.9. 『アダム・スミス法学講義 1762～1763』水田洋・篠原久・只越親和・前田俊文訳(名古屋大学出版会, 2012年)6頁。

立しえないものである（TMS II.ii.3.4/（上）224頁）。なによりも「社会の平和と秩序は、悲惨な人びとの救済にくらべてさえも、重要である」（TMS VI.ii.1.20/（下）126頁）とスミスは明言する。

しかし、スミスが慈恵をまったく強制できないものであると考えていたわけではない。『道徳感情論』には、為政者が、つまり政府が慈恵を法によって強制できると述べている箇所がある。為政者は、一定程度の適宜性のある態度をとるという責務を国民に課したとしても「普遍的な明確な是認」がえられるだろう。「すべての文明国民の法律は、両親にその子供たちを扶養する責務を、子供たちにその両親を扶養する責務を負わせ、慈恵に関する他の多くの義務を、人びとに課している。為政者は、不正を抑制して公安を維持するだけの権力ではなく、善良な規律を樹立し、あらゆる種類の悪徳と不適宜性をくじくことによって、コモンウェルス公共社会の繁栄を促進する権力をも信託されている。したがって彼は、同胞市民のあいだでの相互の侵害を禁止するのみならず、一定の程度まで相互の恩恵を命令する、諸規則を定めていいのである」（TMS II.ii.1.8/（上）212頁）。一定の程度の「相互の恩恵」にどこまでが含まれるかについてスミスは具体的には述べていないし、たとえ強制できるとしてもそれは立法者の「最大の細心と抑制」を必要とするものであり、過剰にすすめることは「すべての自由と安全と正義にとって破壊的」と注意を促している。しかし、ひとたびそうした法ができれば、それに服従しないことは処罰の対象となると明確に述べているのである⁴⁾。

4) J. Z. Muller, *Adam Smith in His Time and Ours: Designing The Decent Society* (Princeton U. P., 1993) p.148. A. S. スキナーは、スミスが「国家による広範な慈善 (benevolence)」の必要性を認めていたとしている。A. S. Skinner, *A System of Social Science: Papers Relating to Adam Smith* (Oxford U. P., 1979), p.211. 『アダム・スミスの社会科学体系』田中敏弘・橋本比登志・篠原久・井上琢訳（未来社、1981

さらに慈恵をおこなわないことは、社会で生活する人間の態度として不適切であるとさえ述べる。「自分の心を人間らしい諸感情にたいしてけっして開かない人びとは、おなじようなやり方で、彼のすべての同胞被造物の愛着からしめだされるべきであり、社会のまったなかにおいて、大砂漠のなかにおいてと同様に生活させておくべきであると、われわれは考える」（TMS II.ii.1.10/（上）214頁）。慈恵の徳にくらべれば、正義の徳は下位の、外面的な規則でしかない。スミスは、正義を守るだけの人間は、それだけの「値うちしかありえない」と言い放つのである⁵⁾。

II

スミスは『国富論』草稿で、「貧しい労働者」について次のように書いている。「その貧しい労働者というのは……いわば人間社会の全組織をその肩に背負い、彼自身はその重さによって地下に埋められているようにみえる人である。これほど大きな抑圧的不平等のなかで、文明社会のこの最低でもっとも軽蔑されている成員でさえもが、もっとも尊敬され活動的な未開人が達成できるのにくらべて、はるかにまさった豊富潤沢をふつうに所有していることを、われわれはどのように説明すればいいのだろうか⁶⁾」。前段でスミスは、労働者の悲惨な境遇にたいする深い同情をしめしながらも、後段では、それでも文明社会、つまり商業社会では労働者は豊かさを享受しているとして

年)、274頁。

5) スミスにおける正義と慈恵の徳についての分析は、G. R. Morrow, *The Ethical and Economic Theories of Adam Smith* (A. M. Kelley, 1969), Chap.3. 『アダム・スミスにおける倫理と経済』鈴木信雄・市岡義章訳（未来社、1992年）第三章を参照。

6) Adam Smith, 'Early Draft' of Part of *the Wealth of Nations*, in R. L. Meek, D. D. Raphael, and P. G. Stein ed., *Lectures on Jurisprudence* (Liberty Fund, 1982) p.564. 『国富論草稿』『法学講義』水田洋訳（岩波文庫、2005年）所収、447頁。

いる。この認識は、『国富論』の冒頭において、労働と分配の極端な不平等があるにもかかわらず、労働生産性が高いために、「最低最貧の職人」でさえも、どんな未開人が享受するより大きな割合の「生活必需品」や「便宜品」を享受することができるのはなぜか、という彼の問題関心に集約的に表現されることになる。『国富論』の主題は、商業社会が「経済的な不平等」と「賃金生活者への十分な生活資料の供給」をいかにして両立させるのかという問いに答えることであった⁷⁾。

この問題にたいしてスミスがあたえた解答は、周知のように、分業と市場である。人間の本性のなかにある交換性向によって、人びとは余剰生産物を他人の保有する商品を自由市場において交換するが、その前提となる分業は労働の生産性を高め、より多くの商品を、より安価に産出することができるようになるのであり、その結果、社会全体に富裕が拡大する。「よく統治された社会では、分業の結果生じるさまざまな手仕事全体の生産物の大幅な増加が最低階層の民衆にまで広がる普遍的な富裕をつくりだす」のである(WN I. i. 10/(1)33頁)⁸⁾。分業の度合いは、市場の大きさによって決まる。誰もが交換することによって成り立つ社会が「商業社会」であり、そこで交換の「共通の用具」となるのが貨幣である。貨幣は、商品の価値を評価し比較するためのものであるが、しかしそれは名目価格にすぎない。労働の実質価格は、労働と交換にあたえられる「生活の必需品と便益

品の量」であり、労働者が富んでいるか貧しいかは、「彼の労働の名目価格ではなく、実質価格による」のである(WN I. v. 9/(1)69頁)。

したがって貧富は、「人間生活の必需品、便益品、娯楽品を享受する能力がどの程度あるか」に依拠する(WN I. v. 1/(1)63頁)。スミスは「必需品」に「生活の維持に必要不可欠な商品」だけでなく、その国の習慣がいかなるものであっても、「それなしには最下層の人びとでも、品位を欠いた(indecent)ものとさせるような、すべてのもの」を含めている。たとえば麻のシャツは厳密には生活必需品ではないが、それが無いことは「不面目なほどの貧しさ」を示すものである。すなわち、生活必需品とは「自然が最低身分の人びとにとっても必要としているものだけでなく、品位(decency)についての既存の通則がそうしているもの」が含まれる(WN V. ii. k. 3/(4)217-218頁)。人前に出たときに恥ずかしい思いをせずにいられることが、人間の最低限の品位を守ることである。これにたいしてビールやワインは、自然が生命維持のために必要とするものではないし、慣習が品位のために必要とするものではないがゆえに、「奢侈品」である。したがって、「貧しくない」とは生活必需品とある程度の便宜品が入手できる状態にほかならない。言い換えれば、自然的必要がぎりぎり満たされている状態ではなく、最低限の社会的必要までもが満たされており、品位ある暮らしを営むことができる状態である。ここでスミスが語っている貧困とは、相対的な貧困であるということができる。

一方でスミスは、労働者の賃金について、「人はつねに自分の仕事によって生活しなければならない」のであるから、その賃金は「すくなくとも彼の生活を維持させるにたりるもの」でなければならないが、たいいていの場合には、「それよりもいくらか多くさえなければならない」と述べる。そうでないとすれば、労働者は家族を扶養することができないし、その結果、労働者は一代かぎりとなってしまふからである(WN I. viii. 15/(1)

7) I. Hont and M. Ignatieff, "Needs and justice in the *Wealth of Nations*: an introductory essay," in Hont & Ignatieff eds., *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment* (Cambridge U. P.1983), pp.1-2.『富と徳—スコットランド啓蒙における経済学の形成』水田洋・杉山忠平監訳(未来社, 1990年)2-3, 9頁。

8) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed., R. H. Campbell, A. S. Skinner, and W. B. Todd (Liberty Fund, 1976).『国富論』水田洋監訳(岩波文庫, 2000-2001年)。以下本文ではWNと略記し、巻、章、段落/邦訳巻、頁数を示す。訳と表記を変更した部分がある。

124頁）。したがって、労働者の賃金は、労働力の再生産を考慮して、家族の扶養費を加えた労働者の生存費とされているわけである。スミスはそれを「ふつうの人間性にかなう」（consistent with common humanity）賃金の最低率としている。もっともスミスは、具体的にそれがどの程度の賃金を意味するのかを詳らかにしない。それを明らかにすることは「たいくつ」で「疑わしい計算」になるし（WN I. viii. 28/133頁）、一家族の養育費についても「あえてそれを決定しない」と述べるにとどまる（WN I. viii. 15/(1)125頁）。

だとすれば、スミスのいう「ふつうの人間性にかなう」賃金とは、ある人の自然的必要と社会的必要とを満たすだけの賃金であり、品位ある生活を送れる程度のものであると考えたくなる。しかし、スミスの説明をたどれば、けっしてそうではないことが明かになる。

スミスは、賃金が「ふつうの人間性にかなう」最低率にまで引き下げられている国の例としてシナを挙げている。シナは、もっとも肥沃で耕作がゆきとどき、もっとも勤勉で人口が多いにもかかわらず、長期にわたって「停滞状態」にある。労働の維持にあてられる原資は目立って減少していないものの、「最低の種類労働者」の賃金は低く、家族を養育することはきわめて困難である。シナの労働者は、なんとかやりくりして「自分たちの通常の数維持する」程度には再生産をつづけている。しかし、「シナの下級階層の人びとの貧しさは、ヨーロッパのもっとも貧窮な諸国民の貧しさをはるかに超えている」。広東の近郊では、何百、何千もの家族が漁船で水上生活をしており、ヨーロッパの寄港船から投棄される廃棄物を懸命に拾い上げ、なかば腐敗した犬猫の屍体でさえも食物としている。シナでは「子どもを殺すのが自由である」ために、毎夜のように子供たちを路上に遺棄したり、溺死させたりすることが、ある人びとの生活費を稼ぐための「公然たる職業」となっているのである（WN I. viii. 24/(1)130-131頁）。

さらに、ベンガルや東インドの植民地のように、

労働の維持にあてられる原資が目立って減少している「衰退状態」の国では、事情はさらに劣悪である。労働の賃金は惨めで乏しい生計水準まで引き下げられており、多くの人びとは雇用を見つめることができず、「飢えるか、あるいは乞食をするなり極悪非道をおかすなりして生計を求め」ことになるし、「困窮、飢餓、死亡がただちにその階級にひろがり、またそこから上層階級のすべてにまで及ぶこと」になる。ベンガルでは、毎年30万、40万の人びとが餓死している、とスミスは述べる（WN I. viii. 26/132頁）。ここでスミスが語るの、賃金所得によって労働者とその家族が生存のために必要とする生活物資を入手することができない絶対的貧困である。

したがって、「ふつうの人間性にかなう」最低率の賃金とは、沢山の子供たちのうちなんとか二人の子供を養育することができ、腐敗した肉さえも口にしながら飢えをしのぐという、半ば乞食のような生活を余儀なくされるような賃金であり、それ以下ともなれば実際に乞食をするか犯罪をおかすかしないかぎり餓死を免れることのできない程度の、おそらく低い賃金である。それは自然的必要と最低限の社会的必要を満たす賃金にはほど遠く、品位にかなう生活どころか、かろうじて自然的必要を満たすことができる程度のものでしかない。スミスは、真の貧困とはこのようなものであると語っているのである。

そのうえでスミスは、グレート・ブリテンでは、労働の賃金は「労働者が家族を養育しうるのにちょうど必要な額を、明らかに超えている」と述べ、「労働の賃金がふつうの人間性にかなっているこの最低の率によって規制されている所など、この国ではどこにもないという明白な徴候は多い」（WN I. viii. 28/133-134頁）と主張する。

グレート・ブリテンのほとんどすべての地方で、夏季の賃金は冬季のそれを上回っているが、燃料費が非常に高いために、家族の生活費は夏季よりも冬季のほうが高い。したがって賃金は、労働者の家族を維持するのに必要な額を上回っている、

と考えることができる。またスミスは、賃金と生活物資の価格の長期的動向を引き合いに出すことによって、労働貧民の生活水準が向上していると主張する。賃金は一八世紀をつうじて上昇しており、それにたいして穀物、じゃがいも、にんじん他の食料品はずっと安くなっている。手工業の発展によって、「より安くて良質の衣類」、「快適で便利な家庭用器具」「より安くて良質な職業用具」も労働者に供給されている。不幸なことに、石鹼、塩、ろうそく、皮革、発酵酒の価格は課税のために上がっている。しかしスミスの意見では、労働貧民にとってそうした商品の消費量はきわめてわずかであるから、その価格の上昇がほかの多くのものの価格低下を相殺することはない。「労働の実質的補償、すなわち労働が労働者にもたらす生活の必需品と便益品の実質の量は、今世紀のあいだに、労働の貨幣価格よりもおそらくさらに大きな割合で増加した」とスミスは主張するのである(WN I. viii. 35/141頁)。

このような労働貧民の境遇改善を喜ばしいこととしてスミスが讃えるとき、そこには、「人間社会の全組織をその肩に背負い、彼自身はその重さによって地下に埋められているように見える」「最低でもっとも軽蔑されている成員」への深い同感がよみがえる。「成員の圧倒的大部分が貧困でみじめであるような社会が繁榮し幸福であることは、たしかにありえない。そればかりか、国民全体に衣食住を供する人びとが、彼ら自身の労働の生産物のうちに、自分たちが一応十分な衣食住を得るだけの分け前にあずかるというのは、公平ということにすぎない」(WN I. viii. 36/(1)142-143頁)。貧民労働者に国富の増大に応じてそれ相応の分配があることは、けっして慈恵の結果ではなく、「公平」(equity)の帰結にすぎない。

さらにスミスは、労働にたいする「気前のいい報酬」(liberal reward of labour)を一貫して支持している。それは、勤労を増進させる。「労働の賃金は勤勉への奨励である、勤勉は、人間の他のすべての資質と同様、受ける奨励に比例して増

大する。豊かな生計は労働者の体力を増すし、また自分の状態を改良し、安楽で豊かな晩年を迎えられるだろうという楽しい希望は、労働者を活気づけ、その体力を最大限に行使させる」。スコットランドよりも賃金が高いイングランドでは、あるいは辺鄙な農村地方よりも大都市の周辺では、労働者は「活動的で、勤勉で、てきぱき」している(WN I. viii. 44/(1)147頁)。

ジョン・ロックが貧民を勤勉な労働者へと規律化されるべき怠惰な存在と捉えたのとは対照的に、スミスにとって大部分の労働貧民は勤勉な存在である。むしろ働きすぎて過労になり、「健康や体質」を壊してしまうことさえあるのだ。だから重要なことは、勤労が十分に報われるような賃金をあたえることであり、また労働貧民がその労働を自由に使用することができるようにすることである。「誰でも自分自身の労働のなかにもっている財産は、他のすべての財産の本源的な基礎であるように、もっとも神聖・不可侵な財産でもある。……[それを]自分が適当と思うしかたで使用するのを妨げることは、このもっとも神聖な財産の明らかな侵害である」(WN I. x. c. 12/(1)215頁)。勤勉な労働貧民が商業社会において十分に報われるためには、十分な賃金が支払われるだけではなく、労働力の自由な移動が保障されなければならない。職業の自由な選択と変更を阻んでいるのが「徒弟法」であり、労働貧民の地理的移動を阻んでいるのが「定住法」である。自由な移動が妨げられれば「勤労の行使さえ困難」になり、貧民の境遇の改善を妨げることになるのである(WN I. x. c. 45/(1)239頁)。イングランドでは、距離的にさほど隔っていない場所でも賃金には格差があるが、「定住法」による制限があるために、貧しい人が教区という人為的な境界を越えて移動するのは非常に困難である。「四〇歳になるイングランドの貧しい人で、生涯のうちいずれかの時期に、定住法というこの悪法によってもっとも残酷に抑圧されたと感じたことがない人は、ほとんど一人もない」とスミスは言う(WN

I. x. c. 59/(1)248 頁).

しかしスミスは、「定住法」がその一翼を担った救貧法行政それ自体については正面から語ることはない。スミスが救貧法について反対していたと言うことはできないし、それを裏付ける記述はどこにもないのである⁹⁾。彼の同時代には救貧税の増加にたいする不満が渦巻いていたが、貧民を救済する義務それ自体についても、救貧税についてもスミスは一言も言及していない。たしかなことは、『国富論』のスミスの視界に救貧の問題が入っていないことである。『道徳感情論』の世界においてあれほど確固として存在していた慈恵の徳は、『国富論』の世界には居場所がない。スミスの道徳哲学が彼の経済学と矛盾するというのではなく、彼の経済学が道徳哲学の提出した問題を捨象してしまう。スミスは、貧民の存在とその救済を「重要な経済問題」とは見なさなかったのである¹⁰⁾。

スミスにとって、真に困窮する労働貧民は、分業が進展し繁栄を享受する商業社会においては存在しない。それが存在するのは、シナやベンガルのような場所だけである。「労働貧民の状態は、社会が停滞状態にあるときはきびしく、衰退状態にあるときはみじめである。……停滞状態は活気に欠け、衰退状態は憂鬱である」(WN I.viii.43/(1)147 頁)。そして商業社会においては、労働力の流動性が高まり自由な労働市場が形成されれば、貧しい労働者もその勤勉にたいする正当な報酬を得られるはずである。したがってスミスにおいては、貧民労働者は勤勉な労働者に道徳的に陶冶されるべき存在ではなく、むしろ自由な労働者として経済的に自律化されるべき存在なのである。スミスは、貧困の問題を道徳というあやふやな領域から引き離して、経済という確固とした領域に位

置づける。しかし皮肉なことに、その途端に貧困は社会の淵からこぼれ落ちてしまい、遠い外部にしか存在しないものとなるのである。

しかし、もちろん社会の内部に貧困がなくなったわけではない。たしかに 18 世紀後半、イギリスは産業革命の進展によって前世紀に比べればはるかに豊かな社会になった。しかし、貧困が消滅したと人びとが確信しうるほど「普遍的富裕」が広まったわけではない。都市住民の一部が物質的繁栄を享受していた一方で、工業化と都市化は農村の疲弊をもたらし、貧困の構造化が進んだ。労働能力のある貧民にとっての暮らし向きはよくなったかもしれないが、高齢者、寡婦、病人、障害者、孤児などの悲惨な境遇は改善されたわけではない。

18 世紀には救貧法の支出額は大幅に増加した¹¹⁾。いかなる時代にあっても、経済発展からとり残される人びとは存在し、社会の底辺で「貧困、病気、不名誉と失望」に打ちひしがれながら、その困苦の声に隣人たちが耳を傾けてくれるのを待っているのである。当時、社会の底辺にある人びとにたいする扱いは、「なお苛酷であり少なくとも無慈悲」であった。たとえ多くの人びとが繁栄に浴していたとしても、社会の底辺にある人びとが耐え忍んでいた窮状を無視することはできない¹²⁾。しかし『国富論』には、深い困苦に打ちひしがれた人びとの声に耳を傾けようとする哀れみに溢れた『道徳感情論』のスミスの姿は、ないのである。

11) P. Slack, *The English Poor Law 1531-1782* (Cambridge U. P., 1990), pp.21-22.

12) M. ブルース『福祉国家への歩み—イギリスの辿った途』秋田成就訳、法政大学出版局、1984 年、62-3 頁。長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的源流—近世・近代転換期の中間団体』（東京大学出版会、2014 年）30 頁。J. M. エリス『長い 18 世紀のイギリス都市 1680-1840』松塚俊三・小西恵美・三時眞貴子訳（法政大学出版局、2008 年）、91 頁。

9) G. Himmelfarb, *The Idea of Poverty: England in the Early Industrial Age* (Faber and Faber, 1984), p.6.

10) 竹本洋『国富論を読む—ヴィジョンと現実』（名古屋大学出版会、2005 年）221 頁。

III

しかしながら、『国富論』において労働貧民の境遇がまったく忘れ去られているわけではない。後にマルクスが資本主義の致命的な欠陥として指摘することになる「疎外」の現象をスミスは指摘している。ただし、マルクスが疎外の原因を労働力商品としての人間の資本への従属に求めたのにたいして、スミスはそれを商業社会、とりわけ分業そのものに求めた点で異なる。分業は経済の発展と労働者の賃金上昇をもたらし、彼らの生活を改善するのだが、その一方で、彼らを知的にも精神的にも蝕むことになる。スミスは労働者階級の生活状況をきわめて悲観的に描き出している。

「分業が進むにつれて、労働によって生活する人びとの圧倒的部分すなわち国民の大部分の仕事が、少数の、しばしば一つか二つの、きわめて単純な作業に限定されるようになる。ところが大半の人びとの理解力は、必然的に、彼らのふつうの仕事によって形成される。一生を少数の単純な作業の遂行に費やし、その作業の結果もまたおそらくつねに同一あるいはほとんど同一であるような人は、困難を除去するための方策を見つけ出すのに自分の理解力を働かせたり、創意を働かせたりする必要がない。そもそもそういう困難が起こらないのである。そのため彼は自然に、そのような努力の習慣を失い、一般に、およそ人間としてなりうるかぎり愚かで無知になる。精神の活発さを失うことによって、彼はどんな理性的な会話を楽しむことも、それに参加することもできなくなるばかりでなく、寛大、高貴、あるいはやさしい感情をもつこともできなくなり、そのため私生活のふつうの義務でさえ、その多くについてなにも正当な判断を下せなくなる」(WN V. i. f. 50/(4) 49-50 頁)。

それだけではない。労働者は、国の重大で広範な利害について判断することもできなくなり、精神の勇気が衰えるために軍務にも耐えられず、身体の活力さえ衰えることになる。分業は、「知的

社会的軍事的徳」を犠牲にしてしまう。これが「労働貧民すなわち国民の大部分」が必然的に陥るにちがいない状態なのである。このような墮落は、『道徳感情論』でスミスが社会の調和と慈恵にとって必要であるとした諸徳性と同感のメカニズムを破壊することになるだろう¹³⁾。

スミスは、農業労働者と都市の工場労働者とを比較している。農業社会では、人びとは直面する困難を解決するために各自がその能力を発揮するので、「創意は活発に維持され」、誰もが「かなりの程度の知識や器用さや創意」(WN V. i. f. 51/(4)51 頁)をもっているために、その精神が文明社会の下級階層ほどの愚昧に陥ることは避けられる。たしかに都市の労働者にくらべれば、農村の労働者は「社交」に不慣れで、その声や言葉は野暮だったが、彼の理解力はより多様な物事を考慮しつけているために、通常「きわめて単純な操作」に朝から夜まで従事している都市の労働者よりもはるかにすぐれている。「農村の比較的下層の人びとが、町の同じような人びとよりもどれほど実際にすぐれているか」は、彼らと話したことがある人であれば、誰でもよく知っているのである(WN I. x. c. 24/(1)215 頁)。なるほど文明化された社会の人びとは「改善され洗練された理解力」をもっており、それは「なみはずれた程度に鋭く包括的」である。しかし、そうした理解力をもっているのはごく少数の人びとだけであって、国民大衆の大部分である労働貧民は、「全面的に腐敗し墮落する」のであり、「人間の性格のうちの高貴な部分はすべて、大幅に抹殺され消滅させられてしまう」(WN V. i. f. 51/(4)52 頁)。

このような腐敗と退廃は、分業の進展にとまなう都市化によってさらに一層促進されるだろう。田舎の村にとどまっているかぎり人びとの行動は

¹³⁾ D. Winch, *Adam Smith's Politics: An Essay in Historiographic Revision* (Cambridge, 1978), p.83. 『アダム・スミスの政治学——歴史方法論的改訂の試み』永井義雄・近藤加代子訳(ミネルヴァ書房, 1989年) 101 頁。

絶えず注目されるので、自分の評判を落とさないように留意しなければならない。しかし大都市の生活では彼は「無名暗黒の境に沈下して」しまう。「彼の行動は誰にも観察されず注目もされず、したがって彼も自分の行動をおろそかにし、あらゆる種類の低劣な不品行や悪徳に身をもちくずすことに、きわめてなりやすい」（V. i. g. 12/75 頁）。この道徳的に墮落した労働者のイメージは、『法学講義』において指摘された、商業地域での若者の不品行を思い起こさせる。教育を受けず、早くから働きに出される少年は、やがて父親の権威を蔑ろにするようになる。「彼は、成長したときに、自分をなぐさめうるような諸観念をもたない。それゆえ、仕事からはなれると彼は、酒をのんで大きわぎにふけるにちがいない」。そしてスミスは断言する。「すべての商業国民において、下層民衆が極端におろかであることは、明らかである」¹⁴⁾。

少なくとも農村で暮らしていたときにはそれなりの知識と判断力をそなえた存在であった労働貧民は、分業の進展がもたらす「豊かな生計」によって、その体力が増すとともに「活動的で、勤勉で、てきぱき」していたはずであった。しかし皮肉なことに、彼らを豊かにした分業と産業が、彼らを道徳的にも知的にも社会的にも貧しくする。『国富論』をつらぬく商業社会賛美の楽観的音調は、労働者階級の知的道徳的社会的墮落について論じたこの部分で、一転してきわめて悲観的なものになるのである。

しかしジョン・ロックの場合とちがって、スミスは労働貧民を本質的に怠惰で墮落した存在、理性の欠如した存在であると見なしていたわけではない。そもそも人びとの間に生まれつきの才能や資質に大きな差異があるということを、スミスは否定している。「さまざまな人の生まれつきの才

能の違いは、実際には、われわれが意識しているよりもはるかに小さいのであり、成人したときに、さまざまな職業の人たちを隔てるようにみえる大きな資質の相違も、分業の原因であるよりも、むしろ結果である場合が多い。たとえば、学者と普通の路上の運び屋とのあいだのように、もっとも似ていない性格のあいだの相違も、生まれつきによるよりはむしろ、習性、風習、教育によるように思われる」（WN I. ii. 4/(1)40 頁）。したがって、労働者の墮落もまた分業の結果なのであり、分業がもたらした労働環境によるものでしかない。そうであるとすればそれは習性、風習を変えることによって、そしてなによりも教育によって改善するはずである。

したがって、「国民大衆がほとんど全面的に腐敗し墮落するのを防止するために、政府のなんらかの配慮が必要」である（WN V. i. f. 49/(4)49 頁）。文明化した商業社会では、ある程度の身分や財産のある人びとは、一定の年齢に達するまでに「公共的尊敬を得、あるいはそれに値するものになったりするため」に教養を身につけるのに「十分な時間」をもっているし、両親や保護者はそのために必要な費用を喜んで出すだろう。また、その仕事も極度に複雑で知的なものであるので、彼の理解力が衰えることはない。生涯の初期に基礎をつくっておいたおかげで、彼らは後になっていかなる有用な「装飾的な知識」の部門においても、自分自身を完成させることができるだろう（WN V. i. f. 52/(4)52-53 頁）。

しかし、一般民衆についてはそうではない。彼らの両親は、幼児においてさえ彼らをほとんど扶養すらできないし、働けるようになるとすぐに生活資料を稼ぐことができるような商売を身につけなければならないが、それは単純で一様であるために彼らの理解力を働かせることはないし、労働が厳しいために学ぶための機会もなく、その気にもならない。「最低の職業を仕込まれるはずの人びと」をふくめて、一般民衆は「読み、書き、計算というもっとも基本的な部分」を、職業につく

¹⁴⁾ Adam Smith, *Lectures of Justice, Police, Revenue and Arms by Adam Smith*, Edwin Cannan ed. (Clarendon Press, 1896), pp.256-257. 『法学講義』水田洋訳（岩波文庫、2005年）404-405頁。

まえに習得させるべきである。しかもそれは政府の役割としておこなわれるべきである。「公共はきわめてわずかな経費で、国民のほとんどすべてにたいして、教育のそれらもっとも基本的な部分を取得する必要を助長し、奨励し、さらには義務づけることさえ、できるのである」(WN V. i. f. 54/(4)55頁)。

スミスは、スコットランドで教区学校制度が「一般民衆のほとんどすべて」に読み書き、計算を教えている事例をあげて、それをイングランドにも普及させることを提案する。幾何学や力学の初歩が教えられるならば、仕事で役立つこともあるだろうし、「もっとも高尚な学問にとっても必要な入門であるそれらの原理」をつうじて、次第に「一般民衆を訓練し改良」することにもなるだろう(WN V. i. f. 55/(4)54-55頁)。そして優秀な子供には賞金や優等バッジをあたえることによって、勉学を奨励することもできる。また、親方身分の取得や就業にあたって試験や検定を課することもできるのである。『国富論』全体をつらぬくレッセ・フェールの思想の主張者というイメージとは反対に、ここでスミスは積極的な国家介入論者となって公教育を提唱する。政府は、一般民衆の教育のために学校を設立し、その経費を支出し、そのシステムを強制すべきなのである。しかし、ロックの労働学校がそうであったように、これは有用な労働者を創出するための新しい規律訓練の強制的システムなのではないだろうか。

スミスが公教育システムの範型となると考えていたのは、ギリシアとローマの諸共和国の「軍事的体育的実技」の教育であった。そうした共和国では市民に軍務に服する義務があったが、それに耐えるには、そうした実技の習得は不可欠のものであった。軍事訓練の実習は政府が適切な対策をとって奨励しないかぎり次第に衰退し、それとともに「国民大衆の武勇の精神」も衰退することは、近代ヨーロッパの歴史が明らかにするところである。スミスは、文明国では民兵制を敷くよりも常備軍を設ける方が軍事力の点で優れていると論じ

ているが、一方で、社会の安全保障は「国民大衆の武勇の精神」に支えられているとも主張する。それによって「比較的小規模の常備軍」しか必要ではなくなるし、常備軍は自由にとって危険なものであるという共和主義者の危惧を減少させることになるからである。たとえ武勇の精神が社会の防衛にとってなんの役に立たないとしても「臆病さのなかにかかわらず含まれている種類の精神的な不完全さ、ゆがみ、みじめさ」が国民大衆に広がるのを阻止することは、「政府のもっとも真剣な配慮」に値する(WN V. i. f. 60/(4)58-59頁)。明らかにスミスは、市民的資質としての武勇の精神を、政府が教育によって促進することが必要だと訴えているのである¹⁵⁾。それとまったく同じことが、知的能力についても言うことができる。

「文明社会において、すべての下級階層の人びとの理解力をあのようにしばしば麻痺させているように思われる、はなはだしい無知や愚かさについても、同じことがいえるだろう。人間の知的能力を適切につかえない人は、できれば、臆病者以上にさえ軽蔑されるべきであり、人間本性の性格のいっそう基本的な部分が、不完全でゆがんでいられるように思われる。下級階層の人びとの教化から国家はなんの利益を得ないとしても、彼らをまったく教化されないままにしておくべきではないということは、やはりその配慮に値するだろう」(WN V. i. f. 61/(4)59頁)。

しかし実際には、国家は下級階層の人びとの教化によって十分な利益を得ることができるのである。無知な民衆のあいだでの無秩序を引き起こすあの「熱狂や迷信」から人びとを守ることができるし、教化された知的な人びとは無知で愚鈍な人びとよりも「つねに品位(decent)があり、秩序正しい」。また、利害にもとづいた党派の不満や扇動を仔細に検討し、それを見抜くことができる

¹⁵⁾ 田中秀夫「スミスにおける常備軍と民兵軍——分業と公共精神」『文明社会と公共精神——スコットランド啓蒙の地層』(昭和堂、1996年)所収、参照。

ので、政府の政策にたいする不必要な反対論に踊らされたり、操作されたりする可能性が低い。自由な国家では、政府の安定性は民衆の政府にたいする好意的な判断に依拠するのだから、民衆の知的判断力の育成は「最高に重要」なことなのである（WN V. i. f. 61/(4)60 頁）。

たしかにスミスは、ロックと同様に、政治社会を構成する主体としての市民の陶冶について語っているわけではないように見える。労働貧民が統治に参加するために必要な政治的能力を獲得するとは、どこにも述べていないからである。しかしロックのように、労働貧民をひたすら勤勉な主体へと規律化される存在として捉えているわけではないし、国富を損なうことのないように労働をつうじて管理される存在として捉えているわけでもない。軍事的訓練をつうじて民衆が国家の安全保障を支える力となるのと同様に、知的教化をつうじて民衆は国家の統治を支える力となる。労働貧民も教育をつうじて、国家の重大の利害にかかわる判断を下すことのできるある種の「市民的徳性」をそなえた存在になりうると、スミスは信じていたのである¹⁶⁾。

しかし、さらに重要なことは、教育をつうじた知的能力の陶冶が「尊重」(respect) という態度に結びつけられていることであろう。彼らは一人ひとりが「より尊敬されている」と感じているので、目上の人びとから尊重されると同時に目上の人びとを尊重する。『道徳感情論』でスミスが述べたように、本来英知と徳だけにふさわしい尊敬が富と地位にあたえられ、悪徳と愚行だけにあたえられるべき軽蔑が不当に貧困と弱さにあたえられるという「道徳感情の腐敗」が生じる（TMS I. iii. 3. 1/ 上 163 頁）。しかし教育をつうじて、富裕な人が尊敬され貧乏な人が軽蔑されるという関係を、相互に尊敬し合う関係に転化することが

できる、とスミスは考えていたように思われる。それは、マルクスが批判したように、貧困に陥った人びとを具体的に救済するものではないし、貧困の原因を取り除くものではないだろう¹⁷⁾。しかし、少なくとも社会を品位あるものすることができるかもしれない。『道徳感情論』においてスミスは、そうした社会を、貧しい人びと、弱い人びとにも「必要な援助」が利害からではなく、「愛情から、感謝から、友情と尊敬から」提供され、さまざまな成員のすべてが、「愛情と愛着という快適なきずな」で結び合わされて、「相互的な世話」というひとつの共通の中心に引き寄せられているものとして描いていた。スミスは、教育によって「寛大、高貴、あるいはやさしい感情」を人びとのあいだに取り戻すことができるならば、商業社会における富と徳の理想が実現できると夢想していたのである。

『国富論』から 10 年後に書かれたジョセフ・タウンゼントの『救貧法論』(1786) は、同感作用をつうじた「相互的な世話」によって人びとが結び合わされる場として社会という考え方を、根底から否定するものであった。社会とは希少な資源をめぐる動物としての人間が相食む、熾烈な生存競争の場である。動物を飼いならすのは「飢餓」である。飢餓こそが、どんなに粗野で、依怙地で、強情な人間にも「品位と礼儀、恭順と服従」を教えるのであり、また貧民を労働へと「駆り立て追い込む」ことができる。飢餓は、「平和的で無言かつ間断ない圧力として作用する」ばかりでなく、「勤勉さや骨の折れる労働へのもっとも自然な動機」となるのである。「貧民の性質が思慮分別を欠いていること、そして社会のなかでもっとも卑しい、不潔で、下賤な仕事をおこなうものが必ずいるようになっていくこと」は自然の法則であり、彼らが存在することによってそれ以外の多くのひ

16) D. Winch, *Adam Smith's Politics: An Essay in Historiographic Revision*, pp.113-120. 『アダム・スミスの政治学——歴史方法論的改訂の試み』138-146 頁。

17) K. マルクス『資本論』大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス・エンゲルス全集』第 23 巻（大月書店、1965 年）、473-474 頁。

とびとは労苦を逃れて自由に暮らし、もっとも有益な天職を追求することができるのであるから、「人間の幸福度の在庫」は増大しているのである¹⁸⁾。

さらにその12年後に『人口論』(1798)を著したロバート・マルサスは、救貧法が一部の貧民の困窮を軽減するところはあったにせよ、結果的に困窮を拡大しているとして、激しく非難した。救貧法は労働者の独立心を弱め、家族を扶養する見込みがない結婚と出産をうながすことになる。そのために人口が増加することになる一方で、生存資料は増加することはなく価格が上昇するだけで、結果的に貧民の困窮は深まるのである。したがって救貧法を廃止し、極度の困窮に対処するためにワークハウスを設置することをマルサスは提言する。そこは「安楽な場所」であってはならず、苛酷な困窮がいくらか緩和されるだけの場所ではなければならない。なによりも、他人に依存する貧困は「不名誉」なことであり、他人に害悪をあたえることである。そしていずれにせよ、「われわれの不可避的な自然法則から、欠乏のために苦悩しなければならない人間たちがいる」ことは、どうしようもないことなのである¹⁹⁾。

スミスにおいて物質的富を研究領域とする「政治経済学」(Political Economy)が成立した。しかし彼にあっては、社会は富の追求だけによって維持されるべきものではなかった。スミスがいう「自然的自由の秩序」とは人間精神に体现された原理と一致するものとして道徳的言語によって語られるべきものでもあり、人間の尊厳とは「道徳的人間としての尊厳」であったのである²⁰⁾。それ

を示すかのように、『国富論』を書いた後のスミスは、ふたたび『道徳感情論』の世界に立ち戻った。しかし、スミス以後の経済学はひたすら物質的富を追求する人間の科学として発展し、それゆえ貧困の問題をもっぱら自然的言語によって、「自然法則」の一部として語るようになった。かくして、スミスの思想に内在していた人間主義的基盤は放棄され、政治経済学は非道徳化されることになったのである²¹⁾。

参考文献

- M. ブルース『福祉国家への歩み——イギリスの辿った途』秋田成就訳(法政大学出版局, 1984年)。
- J. M. エリス『長い18世紀のイギリス都市1680-1840』松塚俊三・小西恵美・三時眞貴子訳(法政大学出版局, 2008年)。
- 長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的源流——近世・近代転換期の中間団体』(東京大学出版会, 2014年)。
- G. Himmelfarb, *The Idea of Poverty: England in the Early Industrial Age* (Faber and Faber, 1984)。
- I. Hont and M. Ignatieff, "Needs and justice in the *Wealth of Nations*: an introductory essay," in Hont & Ignatieff eds., *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment* (Cambridge U. P. 1983)。『富と徳——スコットランド啓蒙における経済学の形成』水田洋・杉山忠平監訳(未来社, 1990年)。
- T. Malthus, *An Essay on Population* (Routledge/Thoemmes, 1996)。永井義雄訳『人口論』(中央公論社, 1973年)。
- K. マルクス『資本論』大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス・エンゲルス全集』第23巻(大月書店, 1965年)。
- G. R. Morrow, *The Ethical and Economic Theories of Adam Smith* (A. M. Kelley, 1969)。『アダム・スミスにおける倫理と経済』鈴木信雄・市岡義章訳(未来社, 1973年)。
- Political and Economic Origins of Our Time* (Beacon Press, 2001), pp.118-121。『大転換——市場社会の形成と崩壊』野口建彦・柄原学訳(東洋経済新報社, 2009年) 204-8頁。
- ²¹⁾ G. Himmelfarb, *The Idea of Poverty: England in the Early Industrial Age*, p.131。

¹⁸⁾ J. Townsend, *A Dissertation on the Poor Laws*. By Joseph Townsend. the Second Edition (Gale ECCO Print Edition, 2010), p.13, 20, 34-35.

¹⁹⁾ T. Malthus, *An Essay on Population* (Routledge/Thoemmes, 1996), pp.85-98, 204。永井義雄訳『人口論』(中央公論社, 1973年) 62-69頁, 124頁。渡会勝義「マルサスの経済思想における貧困問題」『一橋大学社会科学古典資料センター』(38), (1997年) 1-40頁。

²⁰⁾ K. Polanyi, *The Great Transformation: The*

- 1992年).
- J. Z. Muller, *Adam Smith in His Time and Ours: Designing The Decent Society* (Princeton U. P., 1993).
野原慎司「アダム・スミスにおける貧困対策問題」『経済学論集』第80号(1・2)(2015年).
- K. Polanyi, *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time* (Beacon Press, 2001).
『大転換—市場社会の形成と崩壊』野口建彦・栖原学訳(東洋経済新報社, 2009年).
- 坂本幹雄「アダム・スミスの貧困論」『通信教育部論集』第13号(2010年).
- 佐藤高尚「アダム・スミスの初期思想と貧困の概念」『政経研究』第52巻2号(2015年).
- A. S. Skinner, *A System of Social Science: Papers Relating to Adam Smith* (Oxford U. P., 1979). 『アダム・スミスの社会科学体系』田中敏弘・橋本比登志・篠原久・井上琢訳(未来社, 1981年).
- P. Slack, *The English Poor Law 1531-1782*(Cambridge U. P., 1990).
- Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, D. D. Raphael and A. L. Macfie, eds. (Liberty Fund, 1982).
『道徳感情論』(上)(下)水田洋訳(岩波文庫, 2003年).
- Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, R. L. Meek, D. D. Raphael, and P. G. Stein, eds. (Liberty Fund, 1982).
『アダム・スミス法学講義 1762 ~ 1763』水田洋・篠原久・只越親和・前田俊文訳(名古屋大学出版会, 2012年).
- Adam Smith, 'Early Draft' of Part of *the Wealth of Nations*, in R. L. Meek, D. D. Raphael, and P. G. Stein eds., *Lectures on Jurisprudence* (Liberty Fund, 1982).
「国富論草稿」『法学講義』水田洋訳(岩波文庫, 2005年)所収.
- Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, R. H. Campbell, A. S. Skinner, and W. B. Todd, eds. (Liberty Fund, 1976). 『国富論』水田洋監訳(岩波文庫, 2000-2001年).
- Adam Smith, *Lectures of Justice, Police, Revenue and Arms by Adam Smith*, Edwin Cannan, ed. (Clarendon Press, 1896). 『法学講義』水田洋訳(岩波文庫, 2005年).
竹本洋『国富論を読む—ヴィジョンと現実』(名古屋大学出版会, 2005年).
- 田中秀夫「スミスにおける常備軍と民兵軍—分業と公共精神」『文明社会と公共精神—スコットランド啓蒙の地層』(昭和堂, 1996年)所収.
- J. Townsend, *A Dissertation on the Poor Laws. By Joseph Townsend. the Second Edition* (Gale ECCO Print Edition, 2010).
渡会勝義「マルサスの経済思想における貧困問題」『一橋大学社会科学古典資料センター』(38)(1997年).
- D. Winch, *Adam Smith's Politics: An Essay in Historiographic Revision* (Cambridge, 1978). 『アダム・スミスの政治学—歴史方法論的改訂の試み』永井義雄・近藤加代子訳(ミネルヴァ書房, 1989年).